

平成29年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成29年9月27日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 加 藤 和 宣	委 員 檜 垣 昌 子	
	委 員 渡 辺 敦 子	委 員 本 間 正 江	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	内 容
1	教育長職務代理者の指名について

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	47号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成29年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年9月27日(水) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しております。これより、平成29年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、「教育長職務代理者の指名について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、教育長職務代理者の指名について、ご説明をさせていただきます。現在は森岡委員が教育長職務代理者に指名されておりますが、森岡委員の任期が平成29年9月30日で満了となるため、平成29年10月1日からの新しい教育長職務代理者を指名していただく必要がございます。教育長職務代理者の職務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されております。また、教育長職務代理者の指名は、教育長が行うこととなります。</p> <p>説明は以上になります。清正教育長より教育長職務代理者の指名をよろしくお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>それでは、平成29年10月1日からの教育長職務代理者として、加藤委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、日程第2、報告第47号「後援・共済事業に関する報告」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第47号、後援・共済事業に関する報告をさせていただきます。恐れ入ります、表紙を1枚おめくりいただきまして資料をごらんください。</p> <p>本日は名義使用承認報告が1件と、事業実績報告が1件となります。</p> <p>初めに名義使用承認報告でございます。事業名が「第12回北区環境展」。主催者が東京都北区環境展実行委員会でございます。お示しのとおりの内容で、北区立王子小学校を会場に行われます。</p> <p>次に、事業実績報告でございますが、お示しの1件となります。後ほどご高覧いただ</p>

ければと存じます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

では、ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第8回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。